

議員提出議案第2号

「さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」に係る決議

今定例会において、本市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員の期末手当の支給月数を0.15月分引き上げる旨の「さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」の一部を改正する条例議案が上程された。

当該議案の改正内容のうち、昨年12月中に既に支給されている期末手当の増額支給に係る改正部分については、現下の厳しい社会経済情勢等を鑑みると認めることはできず、また、平成27年度以降に支給される期末手当の増額支給に係る改正部分については、現市議会議員の任期が本年4月30日をもって満了となること、加えて、当該期末手当は、任期満了後の6月1日を基準として支給されることから、当該改正部分については、市議会議員改選以後、次期議員により審議されるべきものとする。

よって、さいたま市議会は、当該条例の改正及び期末手当等の取扱いについて、慎重に熟慮すべきものとして総括する。

以上、決議する。

平成27年2月4日提出

提出者	さいたま市議会議員	中山 欽 哉
	同	高野 秀 樹
	同	高橋 勝 頼
	同	山崎 章
	同	添野 ふみ子
賛成者	さいたま市議会議員	桶本 大 輔
	同	高柳 俊 哉
	同	小森谷 優
	同	加川 義 光
	同	土井 裕 之